

# 所得補償保険

新型コロナウイルス感染症  
にも**対応!!**



飲食店を経営(個人事業主)  
されているSさん(男性・34歳)  
の場合

月々の保険料 **2,500円**

保険料の算出条件 | 月収30万円、保険金額20万円、補償期間1年間、免責期間7日間

このような「働けない!」による  
**収入減少リスクを補償!**

**突然の病気...**

新型コロナに罹患し、1か月の入院。その後後遺症により2か月の自宅療養(注)を余儀なくされた

**入院30日 + 自宅療養60日**  
お支払いする保険金 **約55万円**

**仕事中のケガ...**

調理中に手を滑らせて、圧力鍋を自身の靴の上へ落下。やけどと足の指の骨折で7日間の入院と30日間の自宅療養(注)となった

**入院7日 + 自宅療養30日**  
お支払いする保険金 **約20万円**

**レジャーや日常生活のケガ...**

休日に山登りに出かけ、足を滑らせ滑落し、全身打撲の重傷を負った

**入院75日 + 自宅療養60日**  
お支払いする保険金 **約85万円**

**医師の指示による自宅療養...**

新型コロナに罹患し、陰性となるまで自宅療養を医師から指示された

**自宅療養25日**  
お支払いする保険金 **約12万円**

(注) 身体の障害について医師の指示による自宅療養に限ります。

## 個人事業主が働けなくなったら... 会社員・個人事業主の長期療養による収入減少の違い



## 今入っている医療保険・生命保険で大丈夫???

**医療保険の場合**

**保障されるのは本人の「医療費」**

病気やケガによる入院費用、手術費用、治療費用等に備えることはできますが、収入減により不足してしまった毎日の生活費をサポートしてくれるものではありません。

**生命保険の場合**

**保障されるのは遺族の「生活費」**

病気や事故によって被保険者が死亡した時に支払われるのが生命保険です。保険金の受け取り方は様々ですが、主に遺族が生活していくための費用を保障する保険です。

働けなくなったときのリスクに備えるには、**所得の減少を補償する保険が必要**です!

※このチラシに掲載されているお支払い事例はあくまでも一例です。実際のご契約内容により、お支払いできる事由や金額は異なります。詳しくは保険証券や普通保険約款をご覧ください。

# 所得補償保険の特長 >>>

24時間・365日  
病気・ケガが対象



24時間・365日、  
病気・ケガによる就業不能を補償します！

●就業中、日常生活中を問わず補償対象となります。



死亡・後遺障害時  
には大きな補償  
(オプション)

\*「傷害による死亡・  
後遺障害補償特約」を  
セットした場合



ケガにより、死亡または後遺障害となった場合に一時金をお支払いします。  
一時金の金額は3,000万円以下で自由にご設定いただけます。

例 保険金額を2,000万円を設定した場合

Case  
1

仕入れに向かう途中、交通事故に巻き込まれ、右手の肘から下を切断することになった。  
(後遺障害等級5級と想定)

後遺傷害の場合

保険金額に障害等級に応じた割合  
をかけて算出した金額をお支払い

一時金1,180万円

Case  
2

自宅屋根の修理中に誤って転落し、死亡した。

死亡の場合

保険金額を全額お支払い

一時金2,000万円

安心の補償期間

〔1年または2年が  
選べます〕

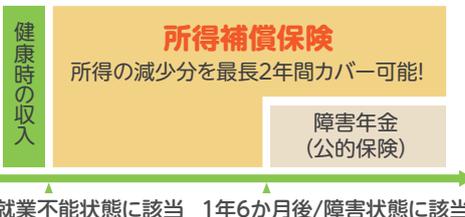


重大な疾病時の平均入院日数は100日を超えることも多いです。

主な傷病	平均在院日数
くも膜下出血	104.2
脳内出血	107.3
脳梗塞	78.3

(厚生労働省「患者調査(平成29年度)」)

個人事業主の場合



●退院後、自宅療養が必要な場合でも、医師の指示による自宅療養は補償されますので、安心です。

ご注意  
いただくこと

- 本保険のご加入にあたっては、お身体の状態を確認させていただくための告知が必要となります。
- 告知いただいた内容によっては、お引き受けできない場合や、補償条件等が変更となる場合があります。
- 弊社が保険金を支払った場合で、特定の病気等に該当する場合は、継続のご契約のお引き受けができない場合があります。

※このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。ご契約の際やご契約後にご注意いただきたいことなど、その他詳細につきましては、所得補償保険パンフレットおよび普通保険約款・特約集をご参照いただくか、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。また、実際のご契約内容は、申込書をご確認ください。特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)  
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]  
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474

※携帯電話からもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

260-0852

千葉県千葉市中央区青葉町1234-18

あおば総合保険株式会社

TEL: 043-208-1635

yotuba@aobanomori-hoken.com